

委員長報告から

総務常任委員会

委員から、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、宅地造成等に関する工事の許可申請等の受付に関する事務は、熊本市を除く44市町村が移譲先になっているが、どのようにして移譲市町村を決定したのかとの質疑があり、執行部から、県から市町村へ事務の説明を行い、44市町村から同意を得られたため、市町村へ権限を移譲することとなったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、申請受付を行う市町村へは、県の手数料条例に基づく手数料も入るのかとの質疑があり、執行部から、手数料は許可を行う県に支払われるものであるため、市町村には入らない、市町村へは、処理した件数の実績に応じて、権限移譲交付金を支払っているとの答弁がありました。

次に、委員から、先日知事の記者会見で、いわゆる103万円の壁の見直しに伴い、約485億円の減収があるという話があったが、その内訳はどうかとの質疑があり、執行部から、個人住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、減収額が県全体で約485億円になり、内訳は、県分が約150億円、市町村分が約335億円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、働き控えや人手不足の問題の解消という良い面もある一方で、全国の自治体にとっては大幅な減収が見込まれ、住民サービスの低下に繋がる場合もあり、この場合の対応について全国知事会などで要望されていると思うが、何か情報はあるのかとの質疑があり、執行部から、全国知事会では、恒久的な減税となる場合には臨時財政対策債などの借金ではなく、国から現金で補填してほしい旨を要望している、県では、県、市町村で引き続き行政サービスが図れるよう適時適切に県議会や知事会などの協力を得ながら要望をしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることにについて、令和4年に流水型ダムを位置付けた河川整備計画が策定されており、その時点で基本計画の廃止をする必要があったのではないかと質疑があり、執行部から、令和4年に基本計画の廃止に係る意見照会が国から県になされたが、その時点では、環境アセスメントが継続されており、また、ダムの影響を大きく受ける五木村及び相良村の振興についての協議がなされている状況であったため、回答を保留していた、今般、環境アセスメントが完了し、五木村及び相良村の振興が着実に進捗している状況を踏まえ、知事意見を述べる環境が整ったと判断したことから、意見に係る議案を提出したとの答弁がありました。

厚生常任委員会

委員から、今回提案されている熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部改正により、保育士の配置基準が厳しくなるが、保育士が不足している中、その基準を満たさない場合の罰則等はあるのかとの質疑があり、執行部から、改正条例では、経過措置として、当分の間は、改正前の基準で保育士の配置ができるようにしている、改正後の基準を満たさない場合であっても、

当分の間は罰則等はない、今後、改正条例の内容については、関係者に対して周知徹底を図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、こころの医療センターについて、医師の確保が課題となっている中、運営の現状及び今後の方向性についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、現在、常勤医師1名、非常勤医師11名で入院及び外来患者を積極的に診ており、目標数に近い患者を受け入れ、病院を運営している状況である、引き続き、熊本大学からの支援をいただくとともに、九州内の大学等にスポットでの支援を依頼することなどにより、思春期外来診療の設置を目指したい、また、病院ではひきこもり外来診療も行っており、こうした特徴的な取組をアピールしながら、当病院で働きたいという医師を募集していきたいと考えているとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

委員から、2050くまもとゼロカーボン推進事業について、県有施設に再エネ設備導入を行う事業者に対し、どのように補助を行うのかとの質疑があり、執行部から、県の施設に太陽光パネルを設置する民間業者に国が補助し、当該設備により発電された電気を県で買い取るものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまでに、いくつの県有施設に設置されているのかとの質疑があり、執行部から、この事業は令和5年度から始まり、本年度までに球磨総合庁舎等計6か所に設置を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、観光誘客プロモーション推進事業について、どのようにJ Rグループと連携して誘客につなげていくのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、J Rグループ6社、市町村及び地域の観光関係者と連携しながら、本県の観光情報の発信及び旅行商品の造成を行い、併せてJ Rが有する鉄道網を生かした送客を推進するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、J Rの軌道から離れた地域には、事業の効果があまり及ばないのではないかと懸念が生じるが、観光においても均衡ある県土の発展が重要であるという観点からどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、J Rの鉄道網から離れた地域については、交通事業者及び関係機関等と連携しながら、J R駅などの交通結節点からの二次交通を充実させていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、エコアくまもとをはじめ最終処分場周辺におけるP F O S及びP F O Aの調査結果について、今回のように迅速かつ適切に対応していくことが大事であり、県民が安心できるよう、今後も正しい情報を適切に提供して欲しいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県産業成長ビジョンの改定素案の概要に関連して、阿蘇くまもと空港の路線拡大のスピードと産業成長ビジョンとの歩調は合っているのかとの質疑があり、執行部から、想定以上に航空路線拡大のスピードが速いため、現時点では産業への影響について測りかねており、3年後の産業成長ビジョンの見直しの機会に反映させたいとの答弁がありました。

農林水産常任委員会

委員から、食のみやこ熊本県創造推進事業について、これから「食のみやこ熊本県」の創造に向けたビジョンを策定していくということだが、その策定に向けた思いについて教えてほしいとの質疑があり、執行部から、まずは、これまで県が行ってきた農業と食、農業と観光を絡めた取組などを振り返り、ビジョン策定に生かしていきたい、また、熊本の強みの検証や高付加価値化も重要なポイントと考えており、さらには、ECサイトなどによる販売を含め、県産品を売り込んでいく新たな方法を考えていきたい、県政史上初めて農林水産部と商工労働部の共管局が新設されたことを生かし、具体的な取組をビジョンに反映していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、一次産業が厳しいと言われる要因に、生産原価が価格に反映されない、または生産原価が分からないということがあるので、このビジョンの中で、生産原価についてしっかり示してほしい、また、策定段階から生産、加工、販売など広範囲の関係者に意見を聴きながら、実現可能なビジョンにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、大切畑地区県営農地等災害復旧工事について、これまでに何度か契約金額の増額変更、工期延長がなされている、やむを得ない事情があったかもしれないが、契約金額が倍増する事業はあまり聞いたことがないので、こうなった原因について県民、特に受益者に向けて説明が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、この工事は契約金額を4回変更しているが、災害復旧事業として急ぐ必要があり、通常は調査や計画策定に7、8年かかるところを3年程度で着工したこと、また、掘削をしてみないと分からない想定外の湧水等があったことなどが原因と考えている、今後は、早く地元の方が水を使うように、誠意を持って現状や今後の対応を説明しながら、令和8年度の供用開始に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

建設常任委員会

委員から、令和6年度の繰越明許費に関連して、災害等により事業量が増加する中で、土木部においては、現在でも限られた人員で一生懸命に事業を推進していると認識しているが、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、近年、事業量が多い状況が続いている中、事業の執行については、現在、事務の見直しに力を入れている、工事の遅れは地域の安全、安心や振興の遅れにつながるという認識の下、出先機関と連携しながら事務改善を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今定例会においても、道路の管理瑕疵によって発生した損害賠償に係る専決処分の報告及び承認が議案として上がっているが、道路補修はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、道路の維持管理については、地域振興局において計画的に行っているが、さらに、細やかな対応が必要と認識しており、今年7月からは、AIを活用した道路パトロールを導入して、損傷箇所の早期発見に取り組んでいる、道路の損傷等による事故を少しでも減らせるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、大変だとは思いますが、道路の損傷によって大きな事故につながることもあるので、しっかり対応してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、市町村や路線管理を行っている業者とも連携して取り組んでほしいとの要望があ

りました。

次に、委員から、建設産業若手人材確保対策事業について、高卒者の建設業界への就職はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、ここ数年の就職者は、年間200人程度で推移しており、建設業界の学校訪問などによるPR効果もあり、若干の増加傾向にあるものと認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、人材の確保・育成については、県は推進本部を設置して全庁的に取り組んでいると思うが、建設業界が他の産業の良い部分を取り入れ、就職希望者が増えるよう取り組んでほしい、また、県の土木技術職員の確保に向けても、若手技術者から選ばれるような職場づくりを進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県が作成した、県内における津波到達時間の調査結果については、関係市町は当然だが、広く県民に対しても広報、周知を徹底してほしいとの要望がありました。

教育警察常任委員会

委員から、県立鹿本高校サッカー部落雷事故調査委員会の設置について、事故から8か月経過しているが、もっと早く設置することができなかったのか、また、この委員会を設置する意義は何かとの質疑があり、執行部から、被害生徒の回復状況を見ながら、また、保護者からの調査委員会設置についての要望を受け、設置することとなった、なお、この委員会は、今回のような重大事故の再発防止に向け検証を行うために設置するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、御家族の意向も踏まえて、どういったことがあったのか、会議の場で明らかにしてほしい、また、他の部活動を含めて、しっかりと事故防止を図り、指導者や生徒が安心して活動ができる環境をつくってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立高校の改築工事等の繰越明許費追加について、入札不調、不落が繰越しの理由となっているが、入札不調、不落は全体で何件あり、その割合はここ数年高くなってきているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は75件の発注工事のうち、19件が入札不調、不落となっている、また、土木部等の建築工事では、今年度の入札不調、不落は全体の約30パーセント、前年度は約18パーセントであり、昨年度よりも約10ポイントほど増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、入札不調、不落が継続するという事は、何かの原因があると思われるので、関係の土木部と協議しながら、改善してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、宇城警察署電気設備改修工事で契約変更手続を経ないまま追加工事が行われた件について、再発防止対策に関してどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、発注者、受注者、監理会社相互の連携が図れていなかったことが原因にあると思われるため、今後は、設計変更の必要が生じた際は、まずは受注者に対し、打合せの場での情報共有や、発注者の指示を受けて変更の施工を行うことを周知するとともに、発注者は変更の大小、監理会社の認識にかかわらず設計変更等の所要の手続を行うことを徹底し再発防止に努めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、受注者が困らないように、しっかりした設計の中で工事を行ない、追加工事があれば契約変更の手続も徹底してほしいとの要望がありました。